

公益財団法人千葉市文化振興財団

ホームページ広告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人千葉市文化振興財団（以下「財団」という。）が管理するホームページへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 財団ホームページ 財団が管理するホームページをいう。
- (2) バナー広告 ホームページ内の **WEB** ページに表示される広告画像で、広告主の指定する **WEB** ページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 財団ホームページに掲載する広告（以下「広告」という。）は、バナー広告とする。

(掲載可能な広告の範囲)

第4条 広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先 **WEB** ページ内容の範囲は、公益財団法人千葉市文化振興財団ホームページ広告掲載要綱の規定に準ずるものとする。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦80ピクセル 横190ピクセル
- (2) 形式 GIF（アニメ可）、JPEG、PNG
- (3) データ容量 4KB以下

(広告の枠)

第6条 広告を掲載する **WEB** ページ、広告の位置及び枠数は財団トップページ下部3枠とする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は30日間を1ヶ月とする。

2 事務局長は、広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）が望むときは、複数月の申込み及び掲載を認めることができる。

(広告掲載希望者の募集)

第8条 広告掲載希望者の募集は、別に定めるバナー広告募集要項によって、公募により行うも

のとする。

- 2 前項の公募は、原則として財団のホームページにより行うものとする。
- 3 募集は、広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。
- 4 事務局長は、公募を行うに当たって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告掲載料)

第9条 広告掲載料については、類似する広告の市場価格等を勘案し、次のとおり定める。

月額10,000円(1枠・税込み)

(広告掲載の申し込み)

第10条 財団ホームページへの広告掲載希望者は、別に定める公益財団法人千葉市文化振興財団ホームページ広告掲載申込書により、郵送、FAX又は電子メールで、申し込むこととする。

(広告掲載の決定)

第11条 事務局長は、第4条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 事務局長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について公益財団法人千葉市文化振興財団ホームページ広告掲載可否決定通知書により広告掲載希望者に通知する。

3 事務局長は、広告掲載希望者が、第6条に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。なお、同順位のものの中では掲載希望月数の多いものを優先することができる。

- (1) 公社、公団、公益法人及びそれに類するもの
- (2) 公共的性格のある私企業で、市内に事業所を有するもの
- (3) 前号に規定するもの以外の私企業又は自営業で市内に事業所を有するもの
- (4) その他私企業又は自営業等

4 前項の規定によっても、広報掲載希望者が第6条に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(広告掲載料の納付)

第12条 広告主は、広告掲載料を事務局長の指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、事務局長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告原稿の作成及び提出)

第13条 広告主は、広告原稿(画像データ)を事務局長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿(画像データ)は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広報内容、デザイン等の審査及び協議)

第14条 広告の内容及びデザイン等については、財団ホームページの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、広告主と財団が必ず協議することとする。

(広告内容の変更要求)

第15条 事務局長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のWEBページの内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第16条 事務局長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付のないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更の求めに広告主が応じないとき。
- (4) 広告主、バナー広告の内容又はリンク先WEBページの内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき。
- (5) その他、財団ホームページへの広告掲載が適切でないと事務局長が判断したとき。

(リンク先の変更)

第17条 広告主は、広告のリンク先を変更しようとするときは、変更の1週間前までに連絡するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第18条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により事務局長に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第19条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、納付済額のうち掲載決定期間の残りの月数に応じた額とする。
- 3 前2項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載期間の延長)

第20条 広告掲載期間内に財団の都合で財団ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 広告主の責に帰さない理由により、財団が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告主の責務)

第21条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する事項について一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、理事長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(裁判管轄)

第22条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、千葉市の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

(その他)

第23条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、別に事務局長が定める。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。